



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	酪農における農業協同組合の機能
Author(s)	山田, 定市
Citation	季刊農業経営研究, 5, 55-67
Issue Date	1959-01-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36288
Type	departmental bulletin paper
File Information	5_55-67.pdf



酪農業における農業協同組合の機能

山 田 定 市

1. 問 題 提 起

農協の本質をめぐる議論は、最近とみに活気をおびてきている。このことは、農地改革後の農家経済の変化によつて、これと直接結びついている農協運動が、あらたな現実的課題に直面していることを意味するとともに、これまでの農協論が、理論的にもいつそう深められなければならない段階にきていることを示している。ところで、かなり広い範囲にわたるこれらの議論を整理すると、農協を、最大限利潤の法則につらぬかれている国家独占資本の農民収奪のパイプとしてみる見解と、一応このことを認めながらも、さらに農民の主体的運動としての側面をつよく打出そうとする見解とにわかれる。⁽¹⁾ まえの見解においては、社会的総資本あるいは個別資本が農協をいかにとらえてゆかが問題とされている。

したがって農協は、「つねに動されるもの」、「支配されるもの」としてとりあげられている。しかしこれでは農協のあるべき方向についての理論的うらづけがすこしもえられないとしてこれに批判の目をむけ、農協論を「行動の理論」⁽²⁾にまでたかめようとするのがあとの見解である。とくに最近、「農協の理念」ということがいろいろな形でとりあげられているが、これは産組時代の金科玉条であつた「商業利潤の排除」に代る指導理念を、いまの農協運動の中に求めようとする当事者のつよい実践的要求に根ざしているといえよう。⁽³⁾

農協論についての動向をみたらうと、われわれが改めて農協の本質について考え、その視点をきめようとするとき、もつとも大切なこと

は、農協運動の論理を、わが国の農業理論の中に正しく位置づけするということであると思う。いいかえれば、日本資本主義下の農業の経済法則が、農協の中にかにつらぬいているかをみるということである。この場合、さきの「社会的総資本ないし個別資本が農協をいかにとらえているか」という視点に立つ見方と基本的に同じ視点にたつていことはいうまでもない。しかし、これだけでは不十分である。ここでいう「不十分」とは「行動の理論」となりえないということではなく、現実の農協運動を、客観的に十分に説明できないということの意味している。これは、まえの見解が、(1)理論の前提として消費組合を想定し、これを農民の組織する協同組合にそのままあてはめていること、(2)組合員の主体的契機が論理の中にくみいれられていないため、農協の成立過程について十分な解明がなされていないことなどに由来しているといえよう。そこで、われわれは、上にのべたことに留意しながら、農協の本質をつぎの二つの視点に立つて考えてみようと思う。

(1)農協の成立にあたつての主体的な契機は、資本主義の発展にもなつておこる商業的農業の進展に対する小農的適応の必要性に求められる。

(2)農協の経済的機能は、権成主体である農民の小農的性格によつてよりは、むしろ資本主義の発展段階とその運動法則によつて支配的に規制される。⁽⁴⁾

現実の農協の内部では、このような相反する二つのうごきが矛盾として統一されている。このように視点を定めることについて、理論的すじみちをもう少し説明しておこう。

一般に、農業の商品生産化が進むにつれて、まず、農業内での分業化が進むが、それが地域的に分かれて商業的農業の段階になると、農民間の競争を激化させ、農民層の分化と分解が促進される。

農協は、⁽¹⁰⁾端緒的には、このような農業に対する資本主義のはげしい重圧への小農的適応としてあらわれる。しかしそれは資本主義そのものに対する適応ではなく、小農が農協を通して流通過程を合理化することにより、流通的機能の上で、商業資本や資本制的農業のもつ条件にちかい存立条件の取得をめざす適応である。

しかしその経済的機能が主として流通過程にかぎられ、生産過程が依然として小農的段階にとどまらなければならないところに農協の特質がある。いいかえれば、農協は、これを農民的立場からみれば、小農が生産過程においてその基本的性格をたもちながら、大経営の有利性を主として流通過程で実現しようとする際にもつとも一般的にとりうる組織形態であるといえる。したがって農協の成立にあたつての主体的契機は、商業的農業の発展によつて生ずる小農の流通過程における組織化の必要性そのものである。この組織化の必要性は、独占資本主義の段階にはいつて、農民層の分化ならびに分解が特有のゆがみをもつてあらわれ、それと同時に農業の商品生産化がすすむにつれて、ますますよくなる。このような基盤に立つ農協運動は、販売事業を中心とする業種別（専門）農協のかたちをとつて展開される。⁽¹¹⁾以上が農協の本質を考えるにあたつての第一の視点である。

次に第二の視点についてのべよう。

資本主義の発展は、農業の商品化をうながし、農業内での分業化をよびおこすとともに、農業と工業との間の分業化をおしすすめる。ところで、資本主義社会の再生産過程では⁽¹²⁾「生産手段の生産が消費資料の生産よりもいつそう急速に増大する」ので、消費資料生産部門の中心をなす農業部門の発展は、工業部門における資本の運動に依存することになるが、同時に商業的農業の成長は、資本主義のための国内市場をつくりだす。⁽¹³⁾すなわち農業における商品生産の発達⁽¹⁴⁾の程度が工業製品のための市場の成長を

制約する条件となる。農協は、まずこのような産業資本のための⁽¹⁵⁾国内市場を創出あるいは維持する機能を産業資本の側から課せられる。農協がこのようにしてひとつたび流通過程として社会的総資本の再生産過程の中にくみ入れられると、産業資本はこれを「安あがりな商業資本」として機能させ、これによつて流通過程の合理化をはかる。さらに独占資本主義の段階に入ると、⁽¹⁶⁾最大限利潤の追求をめづつて、農協は文字通り「独占資本の農村収奪のパイプ」となる。

しかも、この段階で農協に課せられる機能は、こうした経済的機能にとどまらない。いわゆる小農維持政策は、独占資本の農村収奪の結果として生じた没落農民、および独占資本の発展の過程で生じた失業者を農村内に滞留させ、これを維持することが独占資本にとつて欠くことができないということにもとづく政策であるが、このような、いわば社会政策的機能を、もつとも安あがりにおこなうために農協が利用される。この場合、第一の視点としてのべた「農協の主体的契機」は独占資本によつて、もののみごとに逆用されており、またそれゆえに安あがりなのである。以上のべたように、資本主義の外部的な規制をうける農協の諸機能は、複合的な性格をおびてくる。このような複合的な機能を効果的におこなうためには、農協の事業も兼営化の方向をとらざるをえないのであつて、総合農協はこうしたうごきにもつとも適合しているといえよう。

以上のべた二つの視点に立つてわが国の農協運動をながめた場合、産業組合として発足した当初から、わが国の資本主義の発展の特異性に由来する制約条件がつよくはたらいていたことがわかる。しかし、当時でさえ、農民の農協運動に対する主体的契機が全くなかつたわけではないし、それにもとづく自主的組合も皆無ではなかつた。ところが資本主義の発展が独占段階にはいり農業全体が国家的統制の中につよくひきいられるにおよんで、農協も政策施行のためのまったくの統制機関と化してしまつた。このような過程の中で、主として独占資本の要請によつてとられた総合経営方式は、戦後も、い

いわゆる総合農協の名のもとにひきつがれた。しかし、農地改革後の農業は、よりつよく資本主義経済の中にまきこまれ、それによつて商業的農業が独占資本主義段階に特有なゆがみをもちながらも、よりつよく進展していることは統計がこれを示している。このような農業の構造的な変化につれて、⁽¹⁹⁾もはやいままでの総合農協の枠の中では充分に組合員農家の経済的要求をみたしえないという事態が、局部的にはあるが、顕在化している。販売事業を中心とした業種別農協の出現がこれである。これらの中には戦前から存続しているものもある。また総合農協の中にも、このような業種別農協の方向に近づけようとするうごきが潜在的に認められる場合がすくなくない。いずれにしても、このようなうごきの中には第一の視点としてのべた農民の主体的契機がつよくはたらいっていることはたしかだが、反面において、第二の視点としてのべた外部からの制約条件もつよくはたらいっている。とくに農協が個別資本と直接結びついている場合には、それがいつそう尖鋭化してあらわれる。そこで、われわれが、農協の本質について、さきにあげた二つの視点にたつて、しかも実態に則して考えようとする場合、実際の分析の対象として業種別農協をとりあげすることは、問題点をはつきりさせる上において、もつとも効果的であろう。この考察においては、そのような事例を酪農に立脚する農協に求めて分析をすすめようと思う。

- (1) 日本農業年報Ⅶ第2部第七章 綿谷勉夫「最近の農協理論」農業協同組合研究会編「農業協同組合論」P.18～P.34参照。
- (2) 近藤康男「協同組合論」井上晴丸「日本協同組合論」近藤康男編「続、貧しさからの解放」参照。
- (3) まえの見解においても農協のすすむ方向について全然ふれていないわけではない。たとえば「続、貧しさからの解放」では「農協内部の民主化」がとなえられているが、これは「封建的農協」を前提としていて批判の余地がある。
- (4) ユニークな労作として注目をひくのは美士路達雄教授の見解である、「農協の理

論と現実」「農業協同組合」1956.3～9月号)。

- (5) この場合、農協によつて農村に存在する前期的商人の中間利潤を排除することと、総資本の畜積運動の障害としての商業利潤の排除とは区別しなければならない。
- (6) 農協の理念共同研究会「農協の理念」協同組合通信社刊参照。
- (7) これまでの農協論は、協同組合論として他の種類の協同組合と共通の基盤の下に展開された。これはもとよりないがしるにできないが、農協について考えるときには、まず小農の組織化の必然性を農業理論に根底をおきながら、小農ならびに資本の両側面からひきだし、さらにそれが「なぜ協同組合というかたちをとるか」について解明しなければならない。
- (8) これは農協を「資本によつてうごかされるもの」として一面的にとらえたことに根ざしている。
- (9) この二つの視点は、農業理論のなかでは統一的に把握されている。しかし農協の問題として考える場合にはこれを小農のウクラッドと資本制的ウクラッドによつて規制される異質的なものの統一物としてとらえなければならない。
- (10) レーニン「ロシアにおける資本主義の発展」第1章第1節 大月書店刊 全集第3巻 P.14以下参照。
- (11) 協同組合の内部においても、構成員に階層的なひらきがある場合には、大経営の優越性が働く。
カウツキー「農業問題」向坂逸郎訳(岩波文庫版(上)P.203 参照。
- (12) これは、農民層の分化、分解がなんらおこなわれず、小農が固定化して滞留しているということを意味するものではない。
- (13) 諸外国における農村協同組合は、むしろこのようなかたちを一般的なものとしながら発展している。デンマークの酪農組合などはその好例であろう。川村 琢「必要から生れたデンマーク協同組合に学ぶ」(「北方農業」1958.6 P.12)

Year Book of Agricultural Cooperation

1931 P. 343

- (14) レーニン「発展」第2章 全集第3巻
P. 48 以下参照。

- (15) K. Marx "Das Kapital" Bd. II. S.
395

レーニン「いわゆる市場問題について」

飯田貫一訳（国民文庫版）P. 20

- (16) レーニン「発展」第4章 全集第3巻
P. 317以下参照。

- (17) 奥谷松治「農産物市場論(上)」(「農業
協同組合」1947. 4月号 P. 70)

- (18) 「商業資本の節約」の機能がこれである。さらに独占資本主義の段階に入ると、商業資本の独自の運動領域がせばまり、独占資本の従属下につよくひき入れられる。農協もその例外ではありえない。

R. Hilferding "Das Finanzkapital" X III
kapital S. 304

- (19) 農村市場問題研究会編「日本の農村市場」第1部第2章～第4章 P P. 115～210
参照。

- (20) おなじような意図で、さきに典型的な商業的農業に立脚するたまねぎの共同販売について分析した。

拙稿「札幌玉連の販売機構」（協同組合研究会編「協同組合の組織と経営」所収）

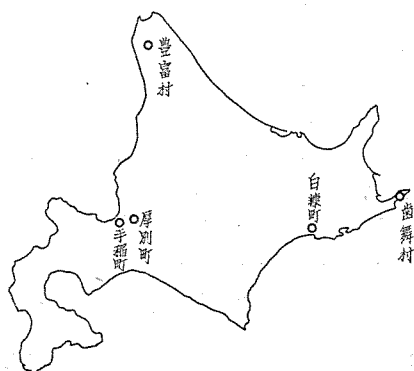
2. 分析の方法と対象

最近における酪農業の進展は、かなりめざましいものがある。むろん、この考察では、こうした酪農業の進展そのものについて深く立ちいることが主題ではない。もつばら商品化をめざして急速な伸びをしめしているとともに、その流通過程において乳業資本とつよく結びついている酪農業の分野で、農協がどのような機能を果たしているかを、前節でのべたような視点から分析しようとするのがねらいである。ところで酪農業が最近になって伸びはじめているということは、商業的農業としての地域的分化がまだ主産地形成の段階にまでいたっていないため、これを地域別にみた場合、酪農化の進展の度合に応じていくつかの段階に分けうることを意味し

ている。したがって、これを農協の問題として前節⁽³⁾にのべたような視点からみた場合、酪農民の協同化の主体的契機のつよさと内容は、酪農化の進展の度合によつてことなるであろう。そこで、この点を現実の農協についてみようとする場合には、まず、農協が存立の基盤としている酪農業の地帯的特色をつかみ、酪農民の経済構造を階層別にとらえた上で、それが農協の機能にどのように反映しているかを分析することが必要であろう。つぎに、前節でのべた第二の視点に関連させながら、酪農民と乳業資本の結びつき方がどのようになっているか、また農協系統組織や関係諸機関を通して外部からの制約がどのようにはたらいているかということが明かにされねばならない。

これらのことが統一的に把握されてはじめて酪農業に立脚する農協の性格がはつきりとうきぼりにされるであろう。うえにのべたような視点に立つて、分析に必要な調査対象をいくつか選ぶ場合、その基準は、当然それぞれの農協が存立の基盤としている酪農業の地帯的特色に重点がおかれる。このような観点から調査対象として選んだ地点は第1図に示した通りである。

第1図 調査地点



これらの中には、同一地点で二つの農協が併存している場合もあることはいうまでもない。また実際のとりまとめに当つては、これらの調査事例を、(1)市乳生産地帯、(2)原料乳生産地帯、(3)酪農限界地帯の三地帯⁽⁴⁾にわけ、それぞれの地

帯に存立する農協を、その販売事業を中心にして分析した。なおこの調査では酪農家の経済構造についてのくわしい資料がえられなかつたので、組合員農家の階層構成についての分析は他⁽⁶⁾日を期しておこなうつもりである。したがって小論はさきにのべた視点にたつ考察の第一段階としてなされたものであることをあらかじめのべておかねばならない。

- (1) 牛乳の飼育頭数についてみると昭和15年を100とすると31年度は263で、その数は50万頭に達する。また生産石数についてみると昭和15年を100とすると31年度は302になり、石数にして600万石をこえている。このような酪農生産の伸びは、酪農振興政策によるところが大きいとはいえ、今後の消長は、酪農生産物市場の発展度のいかんにかかっているといえよう。

農村市場問題研究会編「日本の農村市場」第3章P.126以下。

- (2) 酪農化の進展が、かなり著しいにもかかわらず、その経営はきわめて零細でまだ副業的性格を脱していない。これは酪農業の先進地である北海道についてもあてはまる。

伊藤俊夫、千葉燎郎「北海道農業の問題と方向」(ダイヤモンド社刊「北海道総合開発の諸問題」所収)参照。

酪農経営については桃野作次郎「酪農経営の構造分析」(「北海道農業研究」第8号所収)参照。

- (3) 酪農業協同組合の名称をもたない農協の中にも実質的に酪農協と変らないものが少なくない。したがって名称とか経営方式に類型化の基準を求めることは適当でない。
- (4) 大別すれば市乳生産地帯と原料乳生産地帯となるが、後者の中で限界地帯は特有の問題をもっている、とくにひきだしだ。この区分は、もちろん決定的なものではない。
- (5) 小論の事例的分析は、科学研究費による継続研究の第1年度の調査結果にもとづいてまとめたものである。

3. 事例についての分析

(イ) 市乳生産地帯の農協。牛乳販売のむずかしさは、牛乳の商品としての特性に由来している。すなわち、(1)腐敗性がつよいため販売をすみやかに行わねばならないこと、(2)販売過程には、なんらかの形で中間の加工過程が入りこむことがその主なるものであるが、市乳として販売する場合には、これらの特性が一層つよくあらわれる。市乳生産地帯の酪農民が、原料乳生産地帯の酪農民に比べて、価格その他の点で有利な条件をもちながら、その収益性において相対的に必ずしも高くないひとつの原因は、このような市乳販売のむずかしさに根ざしている。とくに牛乳の加工過程を独占的に支配している乳業資本は、生乳買取と製品販売をめぐって、「商業資本的機能をもつて流通過程における利潤の確保」をはかるが、このことによつて酪農民はますます不利な立場においやられる。市乳の場合にはこの傾向がきわめて顕著である。市乳販売をめぐる酪農民の協同化の必要性は、まさにこのことに由来するのだが、これは同時に協同化の推進をはばむ制約条件ともなっている。このような矛盾したうごきを具体的な事例について分析してみよう。

ここでは、札幌市の近郊(行政的には札幌市に含まれる)に位置する厚別町の酪農協を中心にとりあげ、補足的に、小樽市と札幌市の中間に位置する手稲町の軽川酪農協についてみることにする。

厚別町は、農耕地1,170町、うち水田683町、畑487町で地域的には水田地帯と畑作地帯とにほぼ二分される。畑作地帯には、古くから牛を飼っている一部の専門的酪農家があり、水田地帯には戦後になつて水田酪農の形で牛を導入し、副業的な乳牛飼育をおこなっている農家が多い。

まず酪農協設立の経過をみよう。産組時代からひきつがれている総合農協(組合員587名)は、牛乳販売をめぐる諸事業を全くおこなっていなかつたわけではない。しかし総合農協に対する酪農民の不満は漸次高まりつつあつた。すなわち、わずか30戸足らずの酪農民では、農協運

営に対して充分に意志を反映することができない。⁽³⁾酪農業を円滑に経営してゆくために必要な販売代金支払方法、資金貸付、設備などに対する配慮がすくない。牛乳販売にあたって迅速な措置を必要とする⁽⁵⁾にもかかわらずそれがおこなわれない。などの総合農協に対する不満があり、これがさらに積極化して酪農協をつくろうとするうごきへと移りつつあった。これを急速に具体化させた直接の契機は、小樽市の市乳を一手に握っているH会社（小乳業資本）⁽⁹⁾の介入である。すなわち、H会社は、厚別町の酪農民に対し、酪農協を設立した場合には、これに対し全面的に援助するということを提示した。この時会社側からしめされた具体的な条件は(1)乳価は一般価格の変動のいかににかかわらず脂肪率3.2%に換算して一升当り58円とする。(2)代金支払は即時現金払にする。⁽³⁾(3)出荷乳

量が会社側の必要乳量を超過した場合には、原料乳としてS乳業会社に販売するが、その際の買取価格は、やはり58円とし、その差額分は会社がこれを負担する。(4)牛乳処理加工そのほかの諸施設に対しては、会社が相当額の助成をおこなう。大体以上の通りである。これに対して、それまで総合農協を通して取引していたS会社は黙認の態度をとつたので、酪農協の設立が本決まりとなり、H会社に一元的に販売することになった。正式に発足したのは昭和28年4月である。この時、総合農協に残留した3名を除いて27名がこれに加わり、更に近傍の一市三カ町村の酪農民がそれぞれ一部ずつ加わって組合員数105名をもつて発足した。

その後の事業内容について検討しよう。まず販売事業の実績をみると第1表のようになる。組合員の共同運搬によつて集乳所に持ちこまれ

第1表 牛 乳 販 売 状 況

			昭和29年度		昭和30年度		昭和31年度	
			乳 量	金 額	乳 量	金 額	乳 量	金 額
組 合 の 員 受 か 入	一	等 乳	千貫 96,847	千円 11,085	千貫 103,543	千円 12,037	千貫 125,295	千円 14,324
	二	等 乳	3,733	284	4,672	299	6,551	434
	小	計	100,581	11,369	108,215	12,336	131,846	14,758
処 理 内 訳	H	牛 乳 K.K.	77,330	9,354	87,079	10,877	104,276	12,758
	一	等 乳 分 離 乳	19,517	1,721	} 19,305	617	21,018	1,566
	二	等 乳 分 離 乳	3,733	284			6,552	434
	S	乳 業 K.K.	-	-	1,831	842	-	-
	小	計	100,518	11,369	108,215	12,336	131,846	14,758

厚別酪農協資料から作成

た生乳は、格づけ、脂肪率検定ののち市乳用と加工用とに分けられ、市乳用生乳は小樽のH会社に送られ、加工用生乳はもよりのS乳業会社の工場に送られる。分離した場合には、クリームはS乳業へ、脱脂乳は組合員へそれぞれむけられる。これらのうち市乳仕向の部分は季節によつて変動があるが平均すると90%近くになる。会社の買取価格は、契約通り58円が保持されているが、これは会社から酪農協に手渡される場合の単価であつて、組合員に支払われるときには、これから組合諸経費、出資金、各種積立金などが差引かれて、結局手取り価格は50円

を下廻ることになる。しかし、⁽⁴⁾このようにして組合員の販売代金から差引いた資金は、組合運営資金の一部をみたすにすぎない。そこでこの不足分を会社が負担することになるが、農協に対して直接の資金投下をおこなうことはできない。そこで、乳代追加払、牛乳増産奨励金、固定設備に対する助成金などの名目で資金が投入され、組合の担益計算の上では間接収益として計上されている。この金額は8,045千円に達している。これは、H会社から投入された固定資産額にほぼ等しく、出資金と大体見合つている（第2表参照）。⁽⁹⁾このように、H会社と厚別酪

第2表

固定資産、出資金の推移

(単位 円)

期末残高		昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度
項目					
有形固定資産	建物	-	4,954,332	4,979,060	4,979,060
	構築物	-	87,159	87,159	87,159
	機械装置	-	1,859,764	2,008,568	2,008,564
	車輛運搬具	-	198,670	407,000	673,000
	土地	-	480,000	480,000	480,000
	工具器具備品	6,740	262,627	300,355	327,505
	合計	6,740	7,842,552	8,257,138	8,555,288
出資金		200,000	7,698,000	7,710,000	7,820,000

厚別酪農協資料から作成

農協は、資金操作をめぐって密接に結びついているが、同じようなことは人事の面でもいえる。すなわちこの酪農協の幹部職員1名の人件費はH会社から支給されており、牛乳検定などの主要業務はこの職員が担当している。このような結びつき方は、実質的に親会社対子会社の関係と変わらないといえよう。このため酪農協の運営内容も、実質的にはH会社の方針によつて規制されることになるが、その実態は組合員に充分に知らされていない。またさきにH会社から提示された諸条件としてあげたものがみせかけにすぎず、組合員にとつて必ずしも有利でないことは、現状においても指摘しうる。しかし、組合員にとつて何よりも関心をひくことは酪農協の存続についてその保証が与えられているかどうかということであろう。このような組合の将来性に示唆を与えるのは、H会社との間に殆んど同じ関係にあつた手稲町の軽川酪農協のたどつたいきさつである。軽川酪農協は、昭和27年2月に発足したが、それは(1)酪農民(70名)が総合農協から分離してつくつたこと、(2)設立に当つてH会社が積極的に働きかけ、その後H会社との間に販売契約を結んでいること、(3)H会社から大量の資金を仰ぎ、人事上の交流があつたことなど厚別酪農協の場合と殆んど変わらない。生乳販売をめぐつて会社側からだされた条件も全く同じである。このような事情のもとに発足した軽川酪農協が三年目にH

会社と手を切るにいたつた契機は、(1)小樽の市乳の需要がのびなやみ、生産過剰の傾向をもちはじめたこと、(2)H会社は、その対策として新たに札幌への進出をはかり、札幌周辺に軽川酪農協に代る生乳供給基盤を求めたこと、(3)組合運営に対する組合員の不満がつのつていたことなどにある。いいかえれば、H会社にとつて軽川酪農協の存立の意義が弱まつたことに直接の契機がある。さきへのべた厚別酪農協は、H会社の札幌進出の基盤として軽川酪農協に代つて設立されたものである。さて、軽川酪農協がH会社と手を切るに際して、それまでいろいろな名目で会社から投資されてきた諸施設が実質的に組合有でなかつたことが明かとなり、主要な施設は会社がひきとつて厚別酪農協にうつし、それ以外は軽川酪農協で買いとらざるをえない事態におちいつた。この結果300万円の赤字を組合が背負い、結局その分は組合員が負担することとなつた。このように存立の危機にさらされた軽川酪農協は、同じ地域内の総合農協との合併の話もでたが結局実現せず、その後自活のみちを組合独自による札幌市への市乳供給に求め「軽川牛乳」の名で販売をおこなっているが、その成果はあまり思わしくなく(第3表参照)、業務内容もひつぱくしている。このような事業不振の原因としては、札幌市の市乳の9割以上が札幌酪農牛乳株式会社によつてしめられており、販売網がすでにきまつているこ

第3表

販 売 事 業 の 推 移

(単位 石)

	昭 和 27	28	29	30	31
生 乳 販 売	1,620	2,087	1,188	712	104
市 乳 (A)	643	861	638	1,709	2,174
バター・クリーム	53	86	1,502	130	148
脱 脂 乳				349	684
合 計 (B)	3,316	3,034	3,328	2,900	3,010
A/B (%)	26.6	28.4	19.3	59.0	74.0

1. 合計石数は生産者からの受入数量
2. 生乳販売は昭29年度まではH会社へ 30年度以降は雪印へ
3. 軽川酪農資料から作成

と、さらに部分的な侵透ができたとしても経費が割高になることなどがあげられる。つまりこれは既存の乳業資本に対して、資本として弱小な農協が対抗することは、きわめて難しく、結局、資本に従属せざるをえないことを意味している。ちなみにさきにふれた札幌について附言するならば、札幌自体はS乳業会社の子会社の性格をもっており、この札幌のもとに札幌酪農協同組合（札幌市及び周辺町村にわたる酪農家1,350名による組織）があつて一元的に生乳を供給しており、市乳として処理した後の余剰乳はS乳業会社がこれをひきとる仕組みになっている。さらにこの中に集配人の組織する協同組合も入っており、市乳販売に関する一切の機構が独占的乳業資本を中心として一体化しており札幌市の市乳圏において独占的な地位を保っているのである。

以上をまとめてみよう。まず市乳生産地帯の酪農家の協同化に対する主体的な契機は、相対的にほかの地帯に比べてつよい。それは市乳販売をめぐる諸条件が協同化をよりつよく必要とするとともに、この地帯の酪農家の商品化の段階がほかの地帯に比べて相対的に高いことによる。しかし、これは酪農協の独自の発展に必要な諸条件が与えられているということを意味するものではない。この地帯の酪農業も、一部の専門的酪農家の場合をのぞけば、小規模な副業の域を脱しておらず、分散的にしか立地していない。このことは、協同化の規模とつよさに

決定的な制約を与える。したがつて、かりに酪農協が成立しても、それ自身の力で市乳販売やそれに附属する加工業務をおこなうということが著るしく困難となる。この結果、単独で個別の乳業資本と結びつくか、あるいは独占的な乳業資本の系列の中にひきいられることとなるのである。

(9) 原料乳生産地帯の農協、いうまでもなく市乳供給地としての諸条件に恵まれない地域では、酪農家は生乳を原料乳として実質的に四大乳業資本のいずれかに販売することになる。(10) このような中で酪農家が有利な販売条件を取得するためには、できるだけ広い地域に亘つて、一元的に集荷し、これを多角的に販売することが、さらにその実現に必要な諸施設を整えることが必要であろう。この点を中心にして具体的事例を分析しよう。

ここで事例としてとりあげたのは白糠郡白糠町の農協である。まず地区内の概況についてべよう。この町は太平洋に面し、古くから馬産地として有名であつた。この地区内には太平洋に注ぐ三本の川があつて、農業もそれぞれの川の流域を中心にしてそれぞれ異つた形で発展している。すなわち、穀菽農業と結びついた形で酪農化が戦前から行われていた地域。馬産の後退とともに乳牛が漸次導入された地域。戦後新たに酪農化をめざして開拓された地域にわけることができる。しかし、これら三地域間のひらきは漸次せばまりつつあり、地域全体として一

本にまとまつた形で酪農化のみちをたどりつつある。たとえば、牛飼育戸数は、昭和25年には161戸であつたのが昭和31年には478戸にふえている。牛飼育頭数も277頭から1,038頭にふえている。しかし飼育頭数別農家戸数をみると第4表の通りであつて、専門的酪農家とみなせるものは全体の1割前後にすぎないことがわかる。したがって大半の農家は、まだ酪農家として安定した基盤をもつにいたつていない。

次に農協についてみると、現在は白糠農協がこの町の全地域にわたつて存立しているが、昭和

30年までは三つの農協が、まゑにのべた三つの地域を基盤として存立していた。すなわち二つの総合農協と一つの開拓農協とである。ところで、それぞれ事業運営のつよさと内容を異にするこれら三農協が統合したことに関しては、白糠町の当事者の積極的な働きかけがあつたことにもよるが、年とともに生産が増加してくる牛乳の販売をめぐる統一的な事業活動を行うことが必要となり、農民自身がこれを自覚したからにはほかならない。とくに統合したのちは、地元の農民組合と結びついてユニークなかたちで牛乳の共販運動を推進し、それなりの成果をあげている。そこで共販運動の実態についてのべ、その中にひそむ問題をひきだしてみよう。

まず、農協が統合する以前は、それぞれの農協の地区内にある集乳所ごとに集荷し、それぞれ別個に販売をおこなつていた。しかし、販売先はいずれも北海道バターであつた。その実績は第5表の通りである。この表からも知れるように販売事業中にしめる牛乳販売のウエイトが高まつてきたため、組合員の牛乳販売に対する関心が高まり、取引先の道バターに対する不満もつのりつつあつた。とくに集乳所の存廃をめぐる問題や、一般乳価と道バターの買取価格との間に6円(1升当り)のひらきがあつたことなどについて批判の目をむけた。これに対して

第4表 牛飼育頭別農家戸数

牛飼頭数	農家戸数
1頭	191
2	135
3～4	121
5～7	30
8～10	—
11～20	1
21～50	—
51～	—
総戸数	478

農業基本調査(昭和31年度)から作成

第5表 販売事業の推移 (単位 千円)

農協例 年度	A(総合)			B(総合)			C(開拓)		
	販売総額	牛乳販売額	比率	販売総額	牛乳販売額	比率	販売総額	牛乳販売額	比率
昭和27	46,464	8,429	18.3	18,262	2,890	15.9	13,744	3,003	22.0
28	47,296	14,953	32.0	7,969	3,378	42.6	13,440	5,440	40.6
29	31,993	16,069	50.5	16,969	4,286	25.4	12,726	8,225	65.0
30	41,697	18,688	44.7	17,834	5,398	30.3	17,435	9,154	52.5
31	103,044	55,372	53.9	—	—	—	—	—	—

1. 31年度は統合後の白糠農協について 2. 白糠農協資料から作成

地元の農民組合も積極的に関心をよせ、農協とタイアップして、道バターに対して、⁽¹³⁾買上げ価格の是正、内部機構の民主化を要求したが、いずれもいれられなかつた。そこで乳業資本間の競争を実現すべく「一元集荷多元販売」の方針をとり、M乳業会社をひきいれた。最初M乳業

会社に出荷したものは13名にすぎなかつたが、その後漸次ふえて、昭和32年現在で出荷先による内訳をみると、道バター275戸(乳量月632石)M乳業会社133戸(同260石)となつている。このような二元販売の実施によつてもたらされた成果を乳価についてみると、基

本乳価は、M乳業会社が脂肪率3.2%にして1升当り40円、道バターが39円4銭となつていますが、奨励金その他の追加払を加算するとM乳業が46円46銭、道バターが45円58銭であつて、⁽¹⁴⁾ひとところの6円の差に比べてその差が著るしくせばめられている。また農民に対する脱脂乳の還元価格は、M乳業が1升当り10円であるのに対し、道バターは14円でかなり高いが全道平均よりは低い。このように乳価の面ではかなりの成果をあげたが、この運動自体についても(1)M乳業と契約した農家が主として上層農家であつて量的にもかぎられていること、(2)総合農協の枠の中では、牛乳の販売活動だけを重点的に行うことができないこと、(3)集乳所及びそれに附随する諸施設の管理については殆んどタッチしていないことなど問題となる点が少なくない。とくに農協が単なる集荷団体的な性格から脱却して乳業資本に対してつよい力を示すには、集乳所を農協自身で管理しうるかいかなが重要な意味をもつ。これを実現するためには、かなり広い地域一部落ないし町村段階でなく一にわたつて専門的酪農業を中心とする酪農化が進展していなければならない。白糠町の一部の酪農民ならびに農民組合幹部もこの点に気づいて、既存の総合農協とは別個に、酪農民を中心とする牛乳販売組合を隣接町村も含めて結成しようとして活潑な運動を展開しているが、まだ実現の段階に達していない。このように共販運動が伸び悩んでいる原因は、酪農化の進展の度合の低さに求められよう。では酪農化の進展を阻止している要因は何か。それは農業経営の中でしめる乳牛飼育が副業的な段階にとどまつていて農業経営自体の中で酪農化をおしすすめるに必要な資本蓄積をおこなえないことによるが、さらに、これを政策的に助成しようとして施行されている酪農振興政策が、乳業資本をうしろだてとして酪農民の自主的な活動を極力抑える方向にむいていることに求められる。つまり酪農振興政策のねらいは、専門的酪農家を育成することにあるのではなく、低価格にたえる副業的酪農家を、農協を通して安あがりに⁽¹⁵⁾育成することによつて、乳業資本のために低価格で原料乳を確保する基盤をつくらうとするところにあ

り、現に生産費をつぐなわない低乳価が強行されているのである。このような酪農政策を根柢として酪農化が進められる限り、専門的酪農家を中心とする原料乳の産地形成はおこなわれまいし、それを基盤とする牛乳の強力な共販運動の実現も困難である。

(4) 酪農限界地帯の農協、この地帯は相対的に劣悪な立地条件のもとにあるため、地帯全体をみても、また個別的農業経営のそれぞれについてみても、まだ安定した基盤を確立していない。したがつてこのような地帯に存立する農協の果す機能は、おのずからことなつた側面をあわせ持つことにならう、

ここで事例的にとりあげるのは、北海道の最東端に位置する歯舞村と、最北端の農富村とである。両者は、そのおかれている条件において必ずしも同一ではないが、限界地帯に特有な問題に直面しているという点では共通している。そこで歯舞村については酪農業の成立過程を、農富村については現状を中心にしてのべようと思う。

まず歯舞村についてみよう。この村の主要な産業は漁業であつて村の総生産額の95%以上をしめており、農業は2%前後にすぎない。したがつて典型的な漁村である。しかしこの村での酪農業の発展はそのまま限界地帯の酪農業の不安定性をわれわれにしめしてくれる。この村における畜産業のはじまりは、根室沿海地帯が一般的にそうであるように肉牛飼養であつた。それがのちに馬産と牛乳飼育にわかれ、その後乳牛飼育が次第に優位しをめるにいたる。この過程は土地所有との関連で解明されなければならないが、ここではちいら⁽¹⁶⁾ない。いずれにしてもこの地帯の酪農業は、根室に市乳需要地をひかえていたとはいえ、原料乳に関しては集乳圏の外にあつたといつてよく、その後の発展過程は、いかに生乳を有利に販売するかということよりは、いかにして集乳圏内にふみとどまるかということに重点があつた。まず昭和初期に、20頭ないし50頭の乳牛飼育をおこなつて⁽¹⁶⁾いる専門的酪農家が村内に数戸あつたが、これらはいずれも経営内にセパレーターをもち、分離したクリームをみずから厚床工場(酪連)まで運搬

していた。その際最悪の取引条件に甘んじなければならなかつた。このような条件のもとでかろうじて経営を支えたのは、飼育方法がきわめて粗放的であつたことによるといえよう。すなわち飼料作物の栽培は殆んど行わず、もつばら林間年中放牧によつていた。したがつて一頭当り産乳量も7～9石にすぎなかつた。昭和8年に酪連の集乳所が村内に開設され、その後漸次飼育頭数がふえたが昭和16年以降勞力不足で激減し、そのため集乳所閉鎖の話がでたが乳牛導入による出荷乳量の増加を条件にして存続が認められた。このとき道南地帯からホルスタイン系40頭が導入され、飼育頭数は二倍近くになつた。この導入資金には産組の自己資金があてられた。その後、戦時中のカゼイン需要の増大も影響して生産乳量、飼育頭数ともに増加した。そのため村内に処理工場設置が計画され昭和20年に開設された。その際の建造費12,000円は農業会の資金によつてまかなわれ、のち興農公社に買取られた。戦後の酪農化は、もつばら開拓事業を中心に行われた。国有未墾地、買収牧野、民有（主として農協有）未墾地などが開拓地としてあてられた。入植者選定にあつては、村内漁民の二三男が優先された。このようにして現在では、75戸の農家が乳牛飼育をおこなっているが、専門的酪農家は1割以下で、ほかはいずれも1～3頭飼育農家である。これらの農家を組合員とする齒舞農協は、この地帯に特有な酪農のあり方として草地利用の必要性を認めそのための土地改良を計画しているが、弱体な経営をもつてしては、いかんともしがたいというのが実情である。過去においてそうであつたように、現在においても、販売事業は、きわめて消極的であつてS乳業資本のための単なる集荷機関にすぎない。

次に豊富村についてみよう。この村の開拓の歴史は古く明治中期にさかのぼるが、劣悪な立地条件のため、農業の発展がのびなやみ、既耕地の数倍に達する未開発原野をもっている。現在のところ農家戸数700戸、耕地2,150町、乳牛飼育頭数1,343頭（いずれも昭和32年度現在）であつて、平均すると3町の耕地をもち、2頭の乳牛を飼育していることになる。乳牛飼

育頭数別農家戸数をみると第6表のようになる。やはり専門的酪農家とみなせる農家の戸数はすくない。

第6表 乳牛飼育頭数別農家戸数

飼育頭数	農 家 戸 数
1 頭	157
2	102
3 ～ 4	122
5 ～ 7	64
8 ～ 10	11
11 ～ 20	4
21 ～ 50	—
51 ～	—
総 計	460

昭和31年度農業基本調査から作成

さて、この村には豊富村農協（組合員数356名）と兜沼農協（組合員数224名）があるが、内容的にほとんど同じなので豊富村農協についてみることにする。この地帯の酪農化は、やはり小規模乳牛飼育農家がふえるというかたちですすめられてきたが、これが豊富村農協の販売事業にどのように反映しているかをみたのが第7表である。総販売高中にしめる牛乳販売高の割合が、すこしずつ高くなつていくことがわかる。しかし、一頭当り産乳量は12石弱にすぎず、

第7表 牛乳畜産物の販売状況

項目 年度	牛乳(A)	畜 産 物 (B)	A + B	総販売 高 (C)	A / C (%)
昭 25	16,746	1,671	18,417	39,766	42.0
27	18,746	3,083	21,829	54,211	34.6
29	31,937	2,179	34,116	70,176	45.6
30	26,370	3,266	29,636	71,930	36.7
31	33,217	6,261	39,478	64,871	51.4

1. 豊富村農協業務報告書から作成
2. 金額単位 千円

生産力はまだ低位の段階にある。このような地帯に存立する農協はその性格上販売事業だけに重点をおくことができない。事実、豊富農協も

S乳業会社に一元的に出荷しているのであつて、単なる集荷団体の域をでていない。つまり酪農化が牛乳販売を積極的におしすすめる段階まで達していないのである。そこではむしろ農協が地区内の酪農化にどの程度寄与できるかということが関心をひく。酪農振興に関連ある諸事業についてかいつまんでのべると次の通りである。まず信用事業についてみると、乳牛導入のための融資は微々たるもので、貸付牛制度も不十分である。したがつて乳牛導入は主として個人資金によつてそれぞれ個々におこなわれている。つぎにこの地帯で関心をひく原野の利用をめぐつて農協が土地改良をどの程度おこなっているかをみると、4台のトラクターを動員して、心土耕、碎土、開墾などをおこなっているが実施面積はきわめて少ない。この他の事業の中で一応の成果をあげたのは人工授精事業である。これも資金的には組合員の利用料に依存しておこなわれている。

以上のべたことがらを端的にいえば、酪農限界地帯では、牛乳販売事業を強力におしすすめるということよりはむしろ酪農化の諸条件を整備することがのぞまれるわけだが、これに対して農協は、きわめて限られた機能しか果しえない。

- (1) 吉岡功「酪農協の機能とその性格」（協同組合経営研究所「研究月報」第44号）
- (2) この会社の創立は、小樽周辺の専門的酪農家によるという。その後、商人資本が介入し、次第に主導権が生産者からはなれて商人資本の手にうつり、現在にいたつた。
- (3) この基準は、西独の牛乳生産費に求めたという。いずれにしても乳価を固定すること自体が実態にそぐわないといえよう。
- (4) 組合員に対し、組合運営の実態がわからないような運営方式をとっていることにも問題がある。
- (5) 農協の財務諸表を作るうえで、会社から投入された資金を一たん組合員の出資にふりあてている。そのため、出資金額と固定資産額がほぼ見合っているのである。
- (6) 組合自体の設備強化が重点的になされているが、これは会社による会社の支店の設

備拡充と同じであつて組合員にとつて必ずしも有利でない。

- (7) 組合員に対する支払乳価は市乳仕向と原料乳仕向がプールされているので両者の比率、両者のそれぞれの単価などは組合員にしられない。
- (8) 資金融通、そのほかの点で、特殊農協は不利な立場にたたせられる。
- (9) このことをもつて、農協が農民にとつて不要であるといいきることはできない。農協の存在意義の否定とは全く意味がちがう。
- (10) 農協自体で加工販売している事例が全くないわけではないが例外的であり、その経営内容も概して不振である。
- (11) 総面積は769平方キロでこれが三本の川によつてしきられている。
- (12) 開拓農協は経済力に乏しく300万円にのぼる赤字を背負つていたが合併に際しては放牧地をもつて赤字を補填した。
- (13) 農民組合の基本的態度も丁度この頃を契機としてかわりつつあつた。つまり、反封建闘争から、経済的基盤に根をおろした対独占資本闘争へと変りつつあつたのである。
- (14) この時の道内平均乳価は45円95銭。
- (15) 実際の牛乳生産費は専門的酪農家の方が安いのだが、副業的乳牛飼育農家は、乳牛飼育部門として収益がなくなつてもなりたちうるので低乳価にたえうる。
- (16) 松野弘氏が根室の和田村について研究されている「北海道農業研究」第15号。
- (17) 組合員数は510名（昭和32年）だが、75戸の酪農家以外は、すべて漁家である。彼等は漁業用馬の放牧を農協有の放牧地でおこなうため便宜的に農協に加入している。

む す び

われわれは、分析にあたつてまず二つの視点を定め、それにもとづいて事例的な考察を酪農業に立脚する農協についておこなつた。もとより、この考察は、ごく限られた範囲においてし

かできなかった。したがって多くの問題が、これから解明されなければならない課題としてのこされた。しかし、ここでとりあげたことからいくつかの傾向をひきだすことができたとおもう。

酪農業を全体的にみわたした場合、それ自体として、商品化の度合が、強い力をもった販売活動を独自におしすすめるほどの高さに達しているとはいえない。しかし農業の他の生産部門に比較して相対的に商品化がすすんだ部門のひとつであるということはいえよう、したがって、これを基盤として展開されている農協運動も、他の地帯あるいは部門に立脚する農協運動と共通している点および異つた点をあわせもっている。おなじようなことは、酪農業の内部についても地帯的なちがひによつてあらわれている。とくにこの考察では、酪農化の段階のちがひに注目しながらみてきたわけだが、まず共通した点をいえば、酪農生産が、一部の専門的酪農家をのぞいて、一般的には副業的段階にとどまつていることをあげる。しかも、このことは乳業資本をうしろだてとする酪農振興政策の基調の具体的なあらわれであつて、低乳価にあえぐこれらの農家は、専門的酪農家となるだけの力を、それ自体もちあわせないし、また政策的にも与えられていない。このような酪農業のうえに立脚する農協は、乳業資本のつよい規制

をうけることと、組合員の経済力がよわいということによつて、自主的な活動を阻止されているのである。しかし、現実の農協運動は、決して一様におこなわれていない。しかも、このちがひは単なる個別的な差異として片附けることのできないものを含んでいる。つまり酪農業の商品化の度合に応じて、主として牛乳販売活動を中心とする農協運動のつよさと内容をことにしているのである。いいかえれば、農協運動における主体的な契機を、酪農化の段階に見合つたかたちでみとめることができる。しかし、自主的なもりあがりの強い農協が、より多く組合員農家に寄与しているとは限らない。さきにのべた二つの視点、すなわち主体的な契機と外部的制約条件が、あるいは相互に結びつき、あるいは反ばつし合つて、具体的な農協の機能がきまるのである。また農協の機能を組合員側からみた場合には、そのうけとり方は階層によつてことなつてくる。この関係は、組合員農家の経済構造にふかぐちつてみなければ解明できない。

商業的農業の進展と農民層の分化、分解とは相互に結びついてあらわれるが、このことが理論的にもまた実証的にも把握されてはじめて農協の本質についての理解が可能となろう。この考察はそのためのいとぐちをしめしたにすぎない。

養賢堂発行 農 業 經 営 新 說

渡辺 侃 先生 還歴記念出版・矢島 武 博士 編集

A 5 布製 300頁 図45版・価330円・送料48円

農業の経営＝経済並に農村問題を16氏が執筆 各記述は総て平易な講義体の学説と実際

農業経営の設計について……………錦織 英夫
収利的農業の理論構造……………岩井 磯雄
農業生産概念と経済概念の検討……………大槻 正男
農業水利慣行の特質とその類型……………金沢 夏樹
分散耕地の集団化に関する理論的考察……………永友 繁雄
水稻反収の推定と供出米の割当方法……………矢島 武
兼業農家の形成とその生産力(九州農村調査)……………桜井 豊
積雪地方農村における結婚と農地の配分関係……………石川 武彦

農業経営学の限界(ヤングとコベット)……………飯沼 二郎
東北における農業経営技術の二潮流……………小森 健治
農業地域設定の意味とその方法……………本岡 武
英国における農産物流通機構の展開……………山口 哲夫
北海道における稲作経営の特質と問題……………桃野作次郎
和牛と乳牛(生産地の両者競合の経済考察)……………和泉庫四郎
大農経営の構造……………崎浦 誠治
ギリシヤ人農業観……………岩本 礼